

令和元年度における独立行政法人農業者年金基金の 中小企業者に関する契約の方針

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和元年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和元年度の独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が59百万円、比率が52.0%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和元年9月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績の平均1.32%を踏まえ、国等全体として概ね倍増の3%を目指すものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次の事項について取り組むこととする。

1 官公需情報の提供の徹底

入札情報をホームページへ掲載することによって、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

また、事業者に予見可能性等を持たせるため、契約の発注見通しを、ホームページへ掲載する。

2 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

中小企業・小規模事業者が入札等に余裕をもって計画的に参加できるように、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、必要に応じて説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する。

3 知的財産権の取り扱いの明記

著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注等に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努める。

4 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

契約の内容等に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

5 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

特に人件費率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中に最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- 1 類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないように特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。
- 2 契約相手方が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促すものとする。また、必要に応じて、国における競争契約参加資格の取得を促すものとする。
- 3 一般競争入札による場合、競争参加者の資格の設定に際し、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、下位等級者の参加が可能となるよう努めるものとする。
- 4 少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、「ここから調達サイト」等を利用し、可能な限り新規中小企業者の競争の参加に努めるものとする。
- 5 新規中小企業者であって官公需への参入の可能性があるものに対して、「ここから調達サイト」をはじめとする施策情報を積極的に提供する。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進本部を設置する。

別紙

推進本部

本部長 : 理事 (総務担当)

本部員 : 総務部長
総務部経理課長

(事務局 総務部経理課)